

1. 修正の背景・目的

- 国の基本指針の変更に対応するため、平成 27 年 3 月に東京都国民保護計画が修正されました。
- 市の国民保護体制は、「地方公共団体における国民保護体制については、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備するものとする。」（国民の保護に関する基本指針・内閣官房）との指針に基づき、整備されたものであり、平成 28 年 5 月に西東京市地域防災計画の修正が行われたことから修正が必要。
- 市国民保護計画修正から 5 年が経過しており統計数値の修正が必要。

2. 修正の方針

- ① 平成 27 年 3 月に改正された東京都国民保護計画との整合を図ります。
 - ・武力攻撃事態等合同対策協議会開催時への参加を追記
 - ・安否情報システム運用開始に伴う文言の修正
- ② 平成 28 年 5 月に修正された西東京市地域防災計画を反映させます。
 - ・市対策本部の体制など
- ③ 統計数値を更新します。

3. 主な修正事項

1 東京都国民保護計画の修正に伴う事項

① 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

国の対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部として、当該協議会への参加について計画に反映します。（本編 P113）

② 安否情報システム運用開始

安否情報システムが運用開始になり、安否情報について国への報告方法が変更されたことから、計画に反映します。（本編 P88）

③ 緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）

緊急情報ネットワークシステムを活用した情報収集・提供が新たに追加されたことから、計画に反映します。（本編 P35）

④ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

全国瞬時警報システムの整備が完了したことから、計画に反映します。（本編 P37）

⑤ 東京 DMAT 等との連携

医療活動において東京 DMAT との連携が新たに追加されたことから、計画に反映します。（本編 P118～P120）

2 西東京市地域防災計画の修正に伴う事項

① 市組織改正に伴う防災業務の事務分掌

平成 27 年 5 月に市組織改正が行われたことから、防災業務に係る事務分掌の見直しについて計画に反映します。（本編 P25、45、57、58）

② 本部長職務代替職員の指定変更

対策本部長の代替職員に危機管理室長を新たに追加指定します。（本編 P29）

③ 本部の代替機能の確保

施設事前指定から、設置基準により選定した場所を本部長が決定する方法に変更します。（本編 P29）

④ 防災関係機関の業務大綱

名称変更等の修正を行います。（本編 P20 等）

⑤ 公共機関等の協定

平成 23 年以降の防災業務に関する協定を追加します。（資料編 P19）

3 その他の事項

① 統計等の時点修正

国勢調査等に基づき、最新の統計数値に更新します。

② 資料編の見直し

資料編の掲載内容の見直しを行います。

4. 今後のスケジュール



